# 第54期(令和5年度)熊本地方最低賃金審議会第5回本審議事録

- 1 日 時 令和5年10月16日(月) 10時00分~11時00分
- 2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室
- 3 出席者

(公益代表委員) 倉田委員、諏佐委員、本田委員、森口委員

(労働者代表委員) 猿渡委員、西委員、花岡委員、森田委員、山本委員

(使用者代表委員) 岩田委員、岩永委員、坂本委員、原委員、山下委員

(熊本労働局)新田労働局長 【事務局】東労働基準部長、柴田賃金室長、佐藤 賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

#### 4 議 題

- (1) 熊本県特定(産業別)最低賃金改正の答申について
- (2) 熊本県特定(産業別)最低賃金専門部会の廃止について
- (3) 今後の日程について
- (4) その他

#### 5 議事内容

#### 指導官

定刻となりましたので、ただいまから、第54期(令和5年度)第5回熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

熊本地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により会議は原則として公開することとなっております。事務局では、傍聴希望者を公示しておりましたが、傍聴の申込みはございませんでした。なお、本日の審議会は、傍聴とは別に取材のため、報道機関の方がお見えでございます。最低賃金制度や最低賃金審議会の広報のため、委員の皆様方御協力をお願いいたします。

それでは、今後の議事進行を倉田会長にお願いいたします。会長よろし くお願いします。

# 会長 皆様、おはようございます。

本日が熊本県(産業別)特定最低賃金にかかる改正の答申ということですが、本年度の審議のひとまずの締めくくりになるかと存じますので、少

しだけ私の方から所感を述べさせていただければと思います。

この最低賃金制度に関しては、例えば地域別最低賃金の額が大幅に上昇 する中で、特定(産業別)最低賃金の意義を問う声や、あるいは地域別最 低賃金についても、ランク付けされた目安額に基づく制度運用というのが 地域間格差の要因となっており、全国一律が望ましいのではないか、など 地域別による最低賃金の存在意義そのものを疑問視する声が少なからずあ ります。そういう中で、今年度の議論を終えた感想としまして、それぞれ の県の最低賃金水準を当事者代表が直接議論するこのような機会というの は、やはり一定の意義を有しているのではないかと考えました。そのよう な考えを持った一つの理由は、当事者参加あるいは地域主体といった政策 運用が求められる中で、現在のこの最低賃金制度は、まさにそういうもの を体現するというものであることを今年度改めて実感したことにあります。 このことは、例えばCランクに位置付けられた県が、県によってはランク をまたいで多様な最低賃金額を提示した、といったことに如実に表れてい るように思います。 また、近年の最低賃金額の大幅な上昇で、とりわけ事 業主の皆様にとっては、最低賃金という制度が経営にもたらす影響、とい うものが非常に大きくなっています。そのような中で、それぞれの都道府 県ごとに当事者が合意形成に参加し、意見表明を行う機会がより多く開か れているということは、負担を担う当事者の利益を守るためという観点か らも一層重要性を増しているのではないかと考えております。

本審議会におきましても、今の熊本県にとってふさわしい賃金額がいくらなのかを委員全員で真摯に議論して、ようやく導き出した額が今年度の898円という金額です。ただし、今申し上げたような決定プロセスの妥当性が、この金額自体の妥当性を保証するわけではありませんので、この額が果たして今の熊本県にとって妥当かどうかということにつきましては、今後の趨勢を見守り、その影響についても精査していく必要があるだろうと考えております。

ともあれ、ようやく本日に至ったというのが私の偽りのない本音です。 今年度につきましては、引き上げ額も大きかったですが、熊本県知事への 支援要請など、これまでにない審議会の運営というのがありました。これ に伴いまして、委員の皆様にも例年以上の、いろいろな意味での御支援、 御協力をいただいたかと存じます。それにも関わらず、最後まで、皆様、 席をお立ちになることなく審議に御参加いただいたことにつきまして、本 当に心よりお礼を申し上げます。

どうもありがとうございました。

それでは定足数の報告を事務局からお願いします。

指導官

本日の委員の御出席は、公益代表委員 4 名、労働者代表委員 5 名、使用 者代表委員 5 名で、委員総数 15 名中 14 名の委員に御出席いただいており ますので、最低賃金審議会令第5条第2項(委員の3分の2以上又は労働 者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各3分の1以上の出席) の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを御報告申し 上げます。

それでは恐れ入りますが、マスコミの皆様はここで一旦退室をお願いいたします。答申の際、再度お声掛けいたします。

会長

それでは、議事に入ります。議題1の熊本県特定(産業別)最低賃金改 正の答申についてです。

熊本県特定(産業別)最低賃金の改正につきまして、電気機械専門部会及び輸送機械専門部会において、10月12日までに改正決定にかかる審議を行い、全会一致により結審をしたところです。

その審議結果につきまして各部会長から御報告いたします。それぞれの専門部会報告書(写)はお手元に資料としてお配りしていますので御確認ください。資料1が電気機械専門部会報告書、資料2が輸送機械専門部会報告書です。

それでは電気機械専門部会、輸送機械専門部会の順番で報告します。まず、電気機械専門部会の審議経過につきまして、本田部会長から御報告をお願いします。

本田委員

私の方から簡単に御報告いたします。金額の審議に関して、各段階でそれぞれから示された具体的な数字はこの機会ではお話ができないので、考え方と乖離額の経過について触れる形にしたいと思います。

現在は地域別最低賃金が898円ですので適用額が変わっていますが、従前の電気機械器具の最低賃金額である896円からどれだけ引き上げるか、ということについて3回の期日を使い議論いたしました。金額を引き上げるべきだということについては、電気産業の発展を支える人材の確保や、来年の本格操業を予定しているTSMCの影響など、ベースとする事情については労働者側、使用者側共通したものを持っており、かつ、それぞれの立場で引き上げることについて制約となる事情、もしくは大きく金額を上げてほしい、という思いについて双方理解をしたところからのスタートでしたので、論点で、地域別最低賃金の額より埋もれているなどといった話で金額が乖離しているというよりは、「どう上げていくか」というところについての具体的な数字の考え方や、そこの乖離をどう埋めていくのか、というところがポイントだったように思いました。

労働者側としては、先ほど申し上げましたように、人材確保の面であるとか、電気産業自体がどのような位置付けにあるのか、というところの思いがあり、かつ、未組織の労働者に対してどう金額を引き上げていくのか、つまり、組合があるところの金額の今の水準にどう寄せいくか、というと

ころから数字を示されたように思います。一方、使用者側としては、金額を上げるべき、上げられるものならば上げたい、というところは共通しており、どう上げていくかというところについて、地域別最低賃金や、その地域別最低賃金の議論の一つの参考となった中央最低賃金審議会が示した考え方をベースに、率直なところで最初からまとまった数字を示されたように感じています。つまり、高く吹っ掛ければいいとか、低い所から始めればいいというのではなく、双方納得のいく数字の示され方をしたところからスタートしたのが第1回の期日でした。

当初 13 円の隔たりがありました。第 1 回の期日では労側に 2 回の金額 提示をいただいて、初回 13 円が 12 円の隔たりになり、第 2 回の期日を迎 えました。第 1 回の期日から第 2 回の期日の開催までに結構間が空いたの で、改めて御提示をいただき、第 2 回の期日は 2 回の金額提示をいただき ました。当初 11 円の乖離、2 回目提示で 7 円の乖離とだんだんと歩み寄り を見せていただきました。

冒頭でお話ししたとおり、それぞれきちんと理屈を考えて数字を出されているので、そこから譲歩するというのは非常に難しかったと思いますが、労使のイニシアチブで特定(産業別)最低賃金の決定に至るのだと、だから最終的には合意を見たい、というところを思っていただいているとすごく感じまして、第2回の期日の段階では、公益側から金額の考え方などについては特にお示しをしておりません。第3回の期日で既に当初の提示ではさらに歩み寄りいただいて、5円の乖離までなされましたので、公益の方からも金額を提示いただくに際して、公労、公使の会議の中で公益の考え方を示させていただきました。どうしても、お互いのお考えがある中で、単に寄せるためだけに金額を大きく飛ばせるのか、数字を上げたり下げたりできるのかという難しい中であったと思いますが、第3回の期日の審議も時間いっぱい使いまして、最終的には940円という数字で全会一致になっています。引き上げ率としては4.91%というところでございます。

そのような経過をたどりました。以上、御報告です。

会長

ありがとうございます。それでは、次に輸送機械専門部会の審議経過について、部会長の私の方から御報告いたします。

輸送機械専門部会の経過は、まず労働者側から、地域別最低賃金に比した特定(産業別)最低賃金の優位性というのが、年々その幅が縮小傾向にあるということ、それから、産業についても回復傾向があるということ、そして3点目として、春闘の妥結額についても満額、あるいは有額回答というのが多数出ている中では、やはり業界に優位性確保等の観点から一定の引き上げが必要だ、というような御意見をいただいたところです。これに対しまして使用者側からは、とはいえ直近のデータではなく、長期的に見ると生産状況というのは横這いにあること、それから労務コストの価格

転嫁率も低い状況にある中で生産コストが高止まりの状況があると、そし て、もちろん賃金引上げが必要なことは認識しているが、実際にはそれが 非常に困難な状況にあるという御主張をいただいております。このような 御主張をいただいた上で、1回目の金額提示をいただき、その乖離は21円 という非常に大きい乖離額になりました。引き続く第2回の金額提示にお いては、労働者側から若干、使用者側の御主張を考慮して下げていただけ るという話をいただけたのですが、やはり優位性というものについては一 定程度維持したい、ということもあわせて御主張がありました。他方で使 用者側からは、大企業を目安にするのではなく、やはり中小企業といった ものを考慮してほしい、特に、中小の春闘の妥結額以上のものを特定(産 業別)最低賃金に求めるのは難しい、というような御主張があったところ です。結論として2回目の乖離といたしましては16円ということで議論が 終わりました。3回目に引き続きまして、金額提示をいただいたわけです が、ここでは労働者側からは、自分たちとしては下がるのが困難であると いう御主張で、2回目の金額提示と変わらず、他方で使側の方からは、現 行の未満率を見ると、既に全労働者の未満率で6.3%という数値が出ており まして、一定程度支払い困難な企業があるという御主張がありました。こ ういう中で、これ以上特定(産業別)最低賃金の金額を引き上げてしまう と実質的にこれを守れない企業というのが出てきてしまう可能性があるの で、そこはお互いにとって望ましいことではないという御意見がございま した。3回目の金額提示をいただき、乖離が1番最初の21円から15円ま で縮まりはしましたが、それ以降なかなか難しい状況でしたので、公益と いたしまして厚生労働省が公表しております、民間主要企業春闘賃上げ要 求妥結状況と熊本県の影響率等を勘案して公益見解を示させていただきま した。最終的には、労使それぞれ難しいところはありましたが、なんとか これに乗っていただくということで、結論といたしましては 965 円、プラ ス 34 円、引上げ率が 3.65%という形で、結論を見たというところです。以 上、電気機械専門部会、輸送機械専門部会の経過報告について申し上げま した。

ただいまの経過報告につきまして、委員の皆様の方から御質問、御意見 等ございませんでしょうか。

## 委員全員 (意見、質問なし)

会長 よろしいですか。

なお、いずれの特定(産業別)最低賃金専門部会におきましても、改正 決定にかかる審議がそれぞれの部会において全会一致で結審していますの で、最低賃金審議会議令第6条第5項を適用して、専門部会の決議をもっ て審議会の決議とし、既に答申文を作成していただいております。皆様の お手元に答申文(案)お配りしていますので御確認ください。資料3となっているものが電気機械専門部会の答申文、それから資料4の方が輸送機械専門部会の答申文です。

御確認いただきまして、何か御質問等ございませんでしょうか。

## 委員全員 (質問なし)

会長

それでは御質問等なければ、当審議会から局長へ二つの特定(産業別) 最低賃金の改正決定につきまして、答申文をお渡しさせていただきたいと 思います。それでは事務局の方準備をお願いいたします。

### (マスコミ入室)

会長

それでは答申させていただきます。熊本労働局長から令和5年8月14日に諮問がございました、「熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び、「熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金」の改正決定につきまして、慎重に審議を重ねた結果、別紙の答申文どおりの結論に達しましたので、答申いたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

#### (答申文手交)

指導官

ただいま、倉田会長から新田労働局長へ二つの特定(産業別)最低賃金の改正決定について答申されました。それでは、新田労働局長から一言挨拶を申し上げます。

局長、お願いします。

局長

ただいま、倉田会長から二つの特定(産業別)最低賃金の改正決定について答申をいただいたところでございます。

短い審議期日にもかかわらず、二部会とも全会一致での答申ということ になりまして、誠にありがとうございます。

今後につきましては、いただいた答申を踏まえまして、両方とも 12 月 15 日の発効を目指して、所定の手続きを進めてまいりたいというふうに考えております。また、特定(産業別)最低賃金の新たな金額というのが決定した際においては、できるだけ多くの企業に遵守していただけるように、積極的な周知等を進め、また、その履行確保に務めてまいりたいというふうに考えてございます。長時間に渡る審議になりましたが、誠にありがとうございました。

指導官

それでは、恐れ入りますが、マスコミの皆様の撮影及び録音はここまで とさせていただきます。今後とも最低賃金の周知広報等に御協力をお願い 申し上げます。本日はありがとうございました。

会長

それでは2番目の議題に入ります。熊本県特定(産業別)最低賃金専門部会の廃止についてです。先ほど労働局に答申をいたしましたので熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会及び、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金専門部会の任務が終了いたしました。よって、二つの特定(産業別)最低賃金専門部会を廃止いたします。よろしいでしょうか。

委員全員 (異議なし)

ありがとうございます。熊本県特定(産業別)最低賃金専門部会の廃止が議決されました。

以上で、本日予定をしておりました議事のすべてを審議していただきま した。

今後の審議日程について事務局から説明をお願いいたします。

室長

会長

特定(産業別)最低賃金の改正につきまして、本日 10月 16日(月)から 31 日までの 15 日間、熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示を行うことになります。 10月 31日までに異議申出があった場合、第6回本審(異議審)を 11月1日(水)10:00から、A棟10階大会議室で開催を予定しております。異議申出があった場合、すぐにメールでお知らせいたします。異議申出がない場合は 10月 31日(火)17時頃に最終的な連絡をいたします。

御迷惑おかけしますがよろしくお願い申し上げます。

その後、行われる審議会については、第7回本審を3月12日(火)14時から開催する予定としております。委員の皆様におかれましては日程の確保をよろしくお願いいたします。

会長たいまの事務局説明につきまして、何か御質問等ございますか。

委員全員 (質問なし)

会長 お忙しいとは思いますが日程の確保をどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、今年は公開の流れがある中で、特定(産業別)最低賃金専門 部会の2部会の基本的見解につきましても、地域別最低賃金と同様に公開するかどうかということが議論になっています。その点につきまして皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

既に、各専門部会の委員の方には御意見を聞いており、基本的見解については公開しても構いませんということでした。ただ、最終的には審議会の判断になりますということで御意見をいただいています。

この件につきまして、皆様の方から何か御意見等ございますか。

# 委員全員 (意見なし)

会長

御意見がないようですので、特定(産業別)最低賃金専門部会の二部会についても、基本的見解の資料についは公開をさせていただきたいと存じます。地域別最低賃金と同様に熊本労働局のホームページ上で公開する形になります。既に専門部会の委員の皆様にお願いしておりますが、今回の公開にあたって、専門部会で提出した資料をそのままというのが難しいところもありましたので、それぞれ公開用に再構成して提出いただくことになっております。これに関しては、事務局からも連絡があるということですので、その点について、それぞれの専門部会の委員の皆様にお伝えいただきますよう重ねてお願い致します。

最後になりますが、本日の議事録及び資料の公開の有無についてです。 議事録及び資料につきましては、公開ということでよろしいでしょうか。

## 委員全員 (異議なし)

会長

ありがとうございます。それでは、本日の議事録及び資料については公 開とさせていただきます。

以上で、本日の審議会を終了いたします。

なお、異議申し出が提出された場合は、11月1日(水)に本審を開催いたしますので、審議会委員の皆様は日程の確保をどうぞよろしくお願いいたします。

重ねまして、本当に皆様どうもありがとうございました。お疲れ様でございました。